福岡県　公衆浴場法施行条例＜抜粋＞

福岡県条例第三号

(普通公衆浴場の措置の基準)

第四条　普通公衆浴場の営業者が講じなければならない構造設備の措置の基準は、次のとおりとする。

十二　原湯を貯留するための槽(以下「貯湯槽」という。)には、貯湯槽内の湯水の温度を通常の使用状態において摂氏六十度以上に保つことができる加温装置を設けること。ただし、これにより難い場合にあっては、貯湯槽内の湯水を消毒するための設備を設けること。

十三　原水又は原湯を送水するための配管は、浴槽水を循環させるための配管と接続せず、原水又は原湯を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

十四　循環している浴槽水を使用する浴槽は、循環している浴槽水を浴槽の底部に近い箇所で供給する構造とすること。

十五　打たせ湯は、循環している浴槽水を使用しない構造とすること。

十六　屋内の浴槽は、配管等を通じて、屋外の浴槽内の湯水が屋内の浴槽内の湯水に混入しないような構造とすること。

2　普通公衆浴場の営業者が講じなければならない構造設備の措置の基準以外の措置の基準(以下「その他の措置の基準」という。)は、次のとおりとする。

八　浴場において使用する湯水は、常に清潔にして、規則で定める水質基準に適合させること。

九　浴槽水は、一日に一回以上完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽(集毛器、消毒装置及びろ過器のいずれをも備えた浴槽に限る。)を使用する場合にあっては、一週間に一回以上完全に換水することをもって足りる。

十　浴槽水は、常に満水状態を保ち、かつ、原水若しくは原湯又は十分にろ過した湯水を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。

十一　浴槽水の水質検査を一年に一回以上(二十四時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあっては、一年に二回以上)行い、その成績書(当該成績書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を三年間保存すること。

十二　二十四時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあっては、浴槽水を消毒するための塩素系薬剤を適切な位置に投入し、浴槽水一リットル中〇・二ミリグラム以上の遊離残留塩素濃度を保つこと。ただし、これに代わる有効な方法で消毒する場合にあっては、この限りでない。

十三　浴槽水を循環させるために使用する設備は、定期的に清掃及び消毒をするとともに、適切な維持管理を行うこと。

十四　貯湯槽内の生物膜の状況を定期的に把握し、必要に応じ生物膜の除去を行うための清掃及び消毒をすること。

十五　貯湯槽内の湯水の温度は、摂氏六十度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合にあっては、貯湯槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。

十六　浴槽内の湯水を回収するための槽(以下「回収槽」という。)内の湯水は、浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、回収槽内の清掃及び消毒を十分にするとともに、回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。

十七　気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置した浴槽には、二十四時間以上完全に換水しないで循環させている浴槽水を使用しないこと。

十八　気泡発生装置等の空気取入口には、ほこり等が入らないような措置を講ずること。

十九　打たせ湯には、循環している浴槽水を使用しないこと。

二十　前各号に掲げる措置を適正に講ずるための手引書を作成し、従業員に周知させること。

二十一　貯湯槽内の湯水の温度及び第十二号に規定する遊離残留塩素濃度を一日に二回以上測定し、その記録(同号ただし書及び第十五号ただし書の規定による措置に関する記録を含む。)を三年間保存すること。

以上

福岡県　公衆浴場法施行細則＜抜粋＞

福岡県規則第十九号

(水質の基準)

第八条　条例第四条第二項第八号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、知事が、温泉等を使用するものであるためこの基準(大腸菌群及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第三号に規定する基準を除く。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。

一　原水、原湯、上がり用湯及び上がり用水の水質基準

イ　色度は、五度以下であること。

ロ　濁度は、二度以下であること。

ハ　水素イオン濃度は、五・八ピーエッチ以上八・六ピーエッチ以下であること。

ニ　過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中十ミリグラム以下であること。

ホ　大腸菌群は、五十ミリリットル中に検出されないこと。

ヘ　レジオネラ属菌は、百ミリリットル中十CFU未満であること。

二　浴槽水の水質基準

イ　濁度は、五度以下であること。

ロ　過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中二十五ミリグラム以下であること。

ハ　大腸菌群は、一ミリリットルにつき一個以下であること。

ニ　レジオネラ属菌は、百ミリリットル中十CFU未満であること。

三　水道水以外の水(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第十三条に基づき飲用の許可を受けている温泉水を除く。)を飲用として使用する場合は、水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第四条に規定する水質基準に適合するものであること。

以上